理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山 下 真

## 奈良県規則第二十号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則 (平成十年三月奈良県規則第二十八号) の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項ただし書、 第二項ただし書及び同項第三号を削る。

第十一号様式」に改め、 様式」を「第九号様式」に、 第八条中「届出は」の下に 同条に次の一項を加える。 「、理容所譲渡承継届 「第九号様式」を「第十号様式」に、 (第八号様式) 」を加え、 「第十号様式」を「 「第八号

2 書を提示しなければならない。 前項の理容所譲渡承継届を提出する際には、 届出者が法人の場合は、 登記事 項証 明

を 	 第二 5 枝 エ ロ	ちてきずを大口
	営業を譲り受けたことを証する旨	

様式とし、 第十号様式を第十一号様式とし、 第七号様式の次に次の 様式を加える。 第九号様式を第十号様式とし、 第八号様式を第九号

に改める。

## 理容所譲渡承継届

奈良県知事	殿					年	月	日
74.74.71.0.11.4		届出者	住所					
			氏名	(電話			)	
			(生年月日		年	月	日)	
			(法人にあ 所在地、	っては、 名称及び	主たる事 代表者の	蒋所の )氏名		

理容師法第11条の3第2項の規定に基づき、譲渡により理容所開設者の地位を承継したので次のとおり届け出ます。

理容所	所	在 地					
	名	称					
理容所検査確認済 証の確認番号及び 確 認 年 月 日		号	年	月	日		
譲渡した者の住所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地							
譲渡した者の氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)							
ā	譲渡の年	5月日					

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 出されている書類は、この規則による改正後の理容師法施行細則の相当規定により提 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の理容師法施行細則の規定により提

出されたものとみなす。